

平成17年4月25日

各 位

会 社 名 株式会社エンプラス  
代 表 者 名 代表取締役社長 杉本 敏昭  
(コード番号 6961 東証第一部)  
問 合 せ 先 役 職 名 取締役経営企画部長  
氏 名 酒 井 崇  
(TEL 048-253-3131)

### ストック・オプション（新株予約権）に係る株主総会付議議案確定のお知らせ

当社は、平成16年9月29日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成17年6月29日開催予定の当社第44回定時株主総会に付議することを決議しておりますが、本日開催の取締役会で未定となっております事項、及び一部内容の変更を決議し、下記のとおり提案することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の中期経営計画に基づく業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行するものです。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員

##### (2) 発行する新株予約権の総数

2,000個を上限とする。(なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。)ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

##### (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式200,000株を上限とする。

なお、上記の(2)により、各新株予約権の行使により発行する(発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。)株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数の上限も調整されるものとする。

(4) 新株予約権の発行価額  
無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの金額(以下、払込価額という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、新株予約権発行日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行(商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く。)または、自己株式を処分するときは、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の「1株当たりの時価」とは、調整後払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる。)とし、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額は調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年6月30日から平成27年6月29日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社もしくは当社関連会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

( 8 ) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。

( 9 ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

( 10 ) その他

上記のほか、新株予約権に関する事項については、取締役会決議により定める。

( 注 ) 上記の内容については、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 44 回定時株主総会において、「株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上